

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙に加盟する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要援護者（災害時に居所からの避難が必要となる者であつて、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要援護者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙に加盟する施設とする。

2 前項の指定は別に定める手続きにより行う。

（協力の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙及び第3条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び指定施設はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要援護者の受け入れ等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受け入れ体制を整え、受け入れができる要援護者の人数等を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。
- 3 福祉避難所に受け入れた要援護者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。
- 4 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。
- 5 要援護者を介助する者については、当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

- 第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は甲及び指定施設は協議の上、延長することができるものとする。
- 2 指定施設は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。
 - 3 前項の当直者を指定施設が配置できない場合については、甲は適切である者を選定し、その職にあたらせるものとする。

(必要な物資の調達及び人的支援)

- 第7条 甲は、避難した要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。
- 2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。
- 3 指定施設は、要援護者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。
- 4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(費用の負担)

- 第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(意見交換等)

- 第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

(協定の期間)

- 第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

(疑義の解決)

- 第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年1月11日

甲 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市

神戸市長 矢 田 五 郎

乙 神戸市中央区橋通3丁目4-1
神戸市立総合福祉センター内2階
一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟

理事長 松 井 年 孝